

松江市健康まつえ21基本計画推進委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 健康増進法（平成14年法律第103号）及び食育基本法（平成17年法律第63号）に基づく松江市健康増進計画及び松江市食育推進計画（以下、「計画」という。）の策定に関し必要な事項を協議するため、及び策定した計画の推進のため、松江市健康まつえ21基本計画推進委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の委員は、次の各号に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 計画策定の基本的な事項に関すること。
- (2) 計画の推進に関すること。
- (3) その他計画の策定及び推進に関し、必要と認められる事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は、14人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療団体の推薦を受けた者
- (2) 経済団体の推薦を受けた者
- (3) 地域団体の推薦を受けた者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任はこれを妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、市長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことはできない。
3 委員会には必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、松江市健康福祉部健康推進課において行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月18日から施行する。